
戒名・法名考 —奈良・京都の墓標資料から—

関口慶久

①……………問題の所在

国立歴史民俗博物館の共同研究「地域社会における基層信仰の歴史的研究」では、研究の一環として奈良県下を中心に多くの墓地・墓標を調査してきており、そのなかで戒名・法名のデータを記録してきた。その成果の一端はすでに刊行され、筆者も若干の考察を試みているものの、そこでは多くの課題を置き去りにしている [関口 2001]。特に主要な課題としては、次の2点があげられる。

○郷墓・惣墓は、墓の造営のあり方に「家」を反映させる意図は薄い傾向にある、という所見は妥当かどうか。

○平岡極楽寺と元興寺極楽坊の戒名・法名の分析を通じて示した奈良盆地における時期区分 [Ⅰ期：～16世紀、Ⅱ期：17世紀前半～18世紀、Ⅲ期：19世紀前半、Ⅳ期 19世紀後半～現代] は妥当かどうか。

本稿では以上の問題点を念頭におきつつ、戒名・法名の分析をしていく。そこで次に研究の目的と分析の方法を述べたい。

②……………研究の目的と方法

本稿の当面の目的は、今回調査した新庄町平岡極楽寺墓地と天理市中山念仏寺墓地の墓標に刻まれた戒名・法名のデータを基礎資料に据え、戒名・法名がどのような歴史の変遷をたどったのかを明らかにしようとするものである。そしてその変遷にどのような特質や画期が認められるのか、それが普遍性を持つものなのか否か、それが何を意味するのか、などの問題もでき得る限り触れていこうと思う。

ただし戒名・法名は単なる過去の遺物ではなく、さまざまな社会的要素と絡み合いながら、現代に継承されているものである。したがってその分析・解釈にあたっては、常に慎重な配慮と対応を旨とすべきであり、本稿においても適宜制限を加えていることを了承されたい。

分析方法としては、基本的には前稿 [関口 2001, 以下同じ] で示した方法を踏襲する。すなわち、戒名・法名の詳細な類型化を行い、その集計を基礎資料として分析を行うというものである。前稿では平岡極楽寺と元興寺極楽坊の事例を取り扱ったが、本稿ではその2例に加えて、中山念仏寺墓地と京都市本圀寺墓地の事例を参照したい。とくに中山念仏寺の戒名・法名については、本書が同

寺墓地調査の正式な報告書であることから、基礎データの提示を含め、詳細に述べることにする。

なお本稿では、前稿で示した類型化を前提としてはいるが、適時改正を行なっている。したがって本稿で示した図表類は改正後のもので、前稿掲載の図表と若干異なる部分がある。ただし元となったデータの集計は同じである。

③……………戒名・法名の類型

ここで戒名・法名の分類基準を述べておきたい。

類型化に際して指標としたのは、主として位号である。これまでの戒名に関する研究では院号の有無もその指標として用いられていたが、院号と位号はそれぞれ異なる要素で、その歴史の意味あいも異なると理解したため、あえて類型化からは除外した。院号についての分析は別に行なう。なお参考のため、戒名・法名の基本的構成を図1に示した。

戒名・法名の基本類型は以下のとおりである。

- A類 位号に居士・大姉が用いられているもの。
- B類 位号に信士・信女が用いられているもの。また信男・信尼もB類に含めた。
- C類 位号に禅定門・禅定尼が用いられているもの。
- D類 位号に禅門・禅尼が用いられているもの。
- E類 位号に禅士・禅女が用いられているもの。他の位号に比べ認知度が低い位号であるが、『戒名・法名・神号・洗礼名大事典』[五来重ほか1982]によれば、仏教信者で篤信の者につけられたものだという。
- F類 位号を有さないもの。
- G類 積号を有するもの。積+信士、積+童子など、他の要素と重複する例もあるが、これについては積号の有無を優先し、G類に含めた。
- H類 僧侶の位号。
- I類 子供の位号。「子供惣法界」・「水子一切之諸霊」など、位号を一々記さない例もI類に含めた。
- J類 俗名を記すもの。
- K類 名号[南無阿弥陀仏]・題目[南無妙法蓮華経]を記すもの。
- L類 「先祖代々之墓」「〇〇家之墓」などの文字を記すもの。
- M類 神号[霊名]を記すもの。各教派によりさまざまな神号がある。『戒名・法名・神号・洗礼名大事典』[五来ほか1982]によれば、教派によっては「童男」「童女」「嬰子」「嬰女」など仏式の戒名と重なる事例もあるとされるが、本稿ではこのような事例はすべて仏式の戒名に集計している。
- N類 その他・不明。ここでは戦没者の墓標[いわゆる「英霊碑」]もN類に含めたが、将来的には単独の類型にする必要性も感じている。

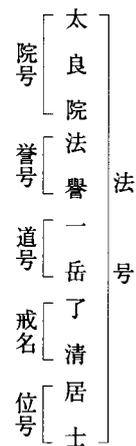


図1 戒名・法名の構成

本稿で設定したのは以上のA類～N類の14類型である。前稿で提示した11類型を土台とし、さらに3類型を増やした形になった。

なお、位号のなかで禪門・禪士などの「禪」の字が、「善」になる例がある。また、童子・孩子などの「子」の字が「児」に、法師の「師」が「子」になる例も相当数ある。これらは同音同義語とみて、同じ類型とした。

④……………事例検討

1. 平岡極楽寺 [奈良県新庄町]

調査地と調査の概要

平岡極楽寺 [浄土宗] の位置・歴史的環境・墓標調査の内容については、本書の第2部第2章において述べられている通りである。

墓標調査では、軍人墓・無縁墓碑群を除く全ての墓標について、一基ごとに全銘文を判読し記録化した。そのため譽号・道号・戒名の区別が可能である。カウントした戒名・法名は計3,101名分に及んだ。これについては、すでに筆者が前稿において123種類の網羅的な集計データを提示し、その様相について分析しているところである。したがって詳細は前稿に譲る。

戒名・法名の変遷

平岡極楽寺の各類型のセリエーションを表1に示した。この様相から、おおむね以下のような時期区分が指摘できる。

平岡Ⅰ期 [1550年代～1640年代]：D類 [禪門・禪尼]，F類 [位号なし]，K類 [名号] 主体。

平岡Ⅱa期 [1650年代～1680年代]：B類 [信士・信女] 主体。F類も相応に認められる。

平岡Ⅱb期 [1690年代～1790年代]：依然としてB類が主体ではあるが、ほかにも諸類型が相次いで出現。以後多様化する。

平岡Ⅲ期 [1800年代～1850年代]：C類 [禪定門・禪定尼] 主体。

平岡Ⅳ期 [1860年代～1990年代]：C類，G類 [釈号]，L類 [〇〇家之墓] 主体。

平岡Ⅰ期は事例数が少ないため、1例増減するだけでセリエーションのパーセンテージも大きく変動する。したがって当時期における本来の状況を反映しているかどうか、不安定要素は残る。

2. 中山念仏寺 [奈良県天理市]

調査地と調査の概要

中山念仏寺 [浄土宗] の位置・歴史的環境・墓標調査の内容については、本書の第2部第3章を参照。

墓標調査では、墓標総数が平岡極楽寺の4倍もあることから、全銘文の記録化は行わず、譽号・道号・戒名部分については、6字、4字、2字などの字数を記した。したがって譽号 [日号]・道号・戒名の区別はできないが、他の区分については、平岡極楽寺同様の比較を行なうことが可能となっている。

表1 新庄町平岡極楽寺における戒名・法名の変遷（セリエーション）

年代	A類		B類		C類		D類		F類		G類		H類		I類		J類		K類		L類		合計 (人)
	居士・大姉	信士・信女	信士・信女	信士・信女	禪定門・禪定尼	禪門・禪尼	位号なし	位号なし	位号なし	位号なし	歌号	僧侶	僧侶	子供	俗名	俗名	俗名	俗名	名号	家之墓	先相代々	先相代々	
天文20～永禄3 (1551～1560)																							3
永禄4～元亀元 (1561～1570)																							2
元亀2～天正8 (1571～1580)																							1
天正9～天正18 (1581～1590)																							10
天正19～慶長5 (1591～1600)																							0
慶長6～慶長15 (1601～1610)																							0
慶長16～元和6 (1611～1620)																							0
元和7～寛永7 (1621～1630)																							0
寛永8～寛永17 (1631～1640)																							16
寛永18～慶安3 (1641～1650)																							4
慶安4～万治3 (1651～1660)																							7
寛文元～寛文10 (1661～1670)																							6
寛文11～延宝8 (1671～1680)																							11
天和元～元禄3 (1681～1690)																							32
元禄4～元禄13 (1691～1700)																							76
元禄14～宝永7 (1701～1710)																							37
正徳元～享保5 (1711～1720)																							51
享保6～享保15 (1721～1730)																							51
享保16～元文5 (1731～1740)																							55
寛保元～寛延3 (1741～1750)																							29
宝暦元～宝暦10 (1751～1760)																							20
宝暦11～明和7 (1761～1770)																							29
明和8～安永9 (1771～1780)																							34
天明元～寛政2 (1781～1790)																							6
寛政3～寛政12 (1791～1800)																							21
享和元～文化7 (1801～1810)																							4
文化8～文政3 (1811～1820)																							12
文政4～天保元 (1821～1830)																							22
天保2～天保11 (1831～1840)																							58
天保12～嘉永3 (1841～1850)																							16
嘉永4～万延元 (1851～1860)																							15
文久元～明治3 (1861～1870)																							31
明治4～明治13 (1871～1880)																							46
明治14～明治23 (1881～1890)																							54
明治24～明治33 (1891～1900)																							57
明治34～明治43 (1901～1910)																							51
明治44～大正9 (1911～1920)																							58
大正10～昭和5 (1921～1930)																							93
昭和6～昭和15 (1931～1940)																							175
昭和16～昭和25 (1941～1950)																							79
昭和26～昭和35 (1951～1960)																							142
昭和36～昭和45 (1961～1970)																							181
昭和46～昭和55 (1971～1980)																							383
昭和56～平成2 (1981～1990)																							300
平成3～平成12 (1991～2000)																							236
合計(人)	118		478				808	36				87				386	34	190	25	36		439	2,514

：100%

- * 本表において抽出した法名は、総法名3,101名のうち、年代不明の587名を除いた、計2,514名である。
- * K類（その他・不明）17名分は、セリエーションとして図示していないが、合計人数にはカウントしてある。
- * 年代が判明するE類（禪士・禪女）およびM類（神道系）の戒名は認められなかった。

戒名・法名の様相

カウントした戒名・法名は実に13,565名分に及ぶ。前稿において平岡極楽寺の戒名・法名を集計したのと同様に、中山念仏寺でも網羅的集計を試みた。その結果は表2～表4に提示したとおりである。

細目は163類型に上り、平岡極楽寺より40類型多い。ただし平岡極楽寺は譽号・道号の別も類型化の指標としているが、中山念仏寺の場合は指標としていない。仮に平岡極楽寺同様の指標で類

型化するならば、恐らく300類型前後になることが、調査時の印象から想定される。

以下に各類型の様相をまとめる。

- A類** [居士・大姉/423例] 最も早い出現は1620年代。以後散発的に認められ、20世紀になってようやく事例数が2ケタになる。近世は6字戒名と4字戒名が多い。院号の使用率は5割程度。近代に入って院号の使用が主流となる。本格的に用いられるのはアジア・太平洋戦争後。
- B類** [信士・信女/3,582例] 1610年代に出現。17世紀後葉から19世紀中葉までがピーク。20世紀後半に若干増える。主流は4字戒名と2字戒名の2パターン。院号との組み合わせが増加するのは明治期から。
- C類** [禅定門・禅定尼/2,239例] 出現は1620年代。19世紀中葉より急増し、現在まで多用。出現から18世紀前半までは2字戒名が主流であったが、以後2字戒名は散発的に認められる程度になる。4字戒名は18世紀より、2字戒名の減少傾向に反比例するように増加していく。19世紀中葉頃から、院号との組み合わせと、6字戒名がともに増え始める。
- D類** [禅門・禅尼/395例] 出現は1540年代と、最古段階から認められる。数量的なピークは17世紀後半代。近代以後はあまり用いられなくなる。2字戒名と4字戒名が主流。1660年代頃を境にして、2字戒名→4字戒名への変遷が認められる。院号との組み合わせは認められない。
- E類** [禅士・禅女/44例] 初現は1580年代。以後散発的に認められ、現代に至る。4字戒名が多いものの、顕著な傾向はみられない。
- F類** [位号なし/431例] 出現は1530年代。最古段階から用いられる。数量的には17世紀中葉がピークで、18世紀中葉からはあまり認められなくなる。D類同様、2字戒名と4字戒名がメインで、2字→4字への変遷が認められる。院号との組み合わせはない。
- G類** [釈号/120例] 出現は1650年代。近世を通じて散発的にしか認められず、1950年代より事例数が2ケタになる。2字戒名との組み合わせが主流である。1960年代より院号との組み合わせが多くなる。
- H類** [僧侶/333例] 最も類型数が多く、36通りある。出現は1570年代[2字大徳]。4字比丘尼、2字比丘尼が17世紀後半～18世紀後半にかけて集中的に認められるものの、全体的にはさほど傾向は見出しにくい。
- I類** [子供/1,843例] 26通りある。初現は1620年代。事例数は17世紀後半よりおおむね安定して認められる。2字戒名、4字戒名が主流。近世は2字戒名、近代は4字戒名が多い。位号は出現より童子・童女が圧倒的多数であるが、1920年代頃から年齢に応じた戒名が用いられるようになり、多様化する。院号・「子供惣法界」等もこの時期から。
- J類** [俗名/1,797例] 初現は1690年代。以後散発的に認められる。近代より急速に増加し現代に至る。
- K類** [名号・題目/21例] 初現は1580年代と古い。これは墓標というよりは名号碑の性格が強いものである。名号・題目ともに近世～明治・大正にかけて半世紀から1世紀に1例程度しか認められず、昭和以後もさほど多くない。
- L類** [先祖代々・〇〇家之墓/694例] 「先祖代々」パターンが先行して1700年代に出現。「〇〇家+先祖代々」は1820年代に、「〇〇家之墓」は1850年代に出現するが、本格化するのはいずれも

表4 中山念仏寺 戒名・法名変遷表3 (J類~N類)

類 型	J類 俗名			K類 各号・題目		L類 先祖代々 ○○家之墓			M類 神号											N類 其他・不明			合 計 (人)								
	140 俗名男	141 俗名女	142 俗名不明 小計(人)	143 南無阿弥陀佛	144 南無妙法蓮華經 小計(人)	145 先祖代々/累代等	146 ○○家之墓	147 ○○家+先祖代々 小計(人)	148 ○○之奥津城	149 俗名+老翁命	150 俗名+老嫗命	151 俗名+大人命	152 俗名+刀自命	153 俗名+比売命	154 俗名+若彦命	155 俗名男+命	156 俗名女+命	157 俗名+命	158 俗名+童子命	159 俗名+童女命	160 神号ほか 小計(人)	161 戦没者		162 その他	163 不明 小計(人)						
享祿4~天文9(1531~1540)			0		0			0																0	0	1					
天文10~天文19(1541~1550)			0		0			0																0	0	1					
天文20~永祿3(1551~1560)			0		0			0																0	0	5					
永祿4~元龜元(1561~1570)			0		0			0																0	0	1					
元龜2~天正8(1571~1580)			0		0			0																0	0	13					
天正9~天正18(1581~1590)			0	1	1			0																0	0	14					
天正19~慶長5(1591~1600)			0		0			0																0	0	4					
慶長6~慶長15(1601~1610)			0		0			0																0	1	12					
慶長16~元和6(1611~1620)			0		0			0																0	1	19					
元和7~寛永7(1621~1630)			0		0			0																0	5	35					
寛永8~寛永17(1631~1640)			0		0			0																0	2	44					
寛永18~慶安3(1641~1650)			0	1	1			0																0	10	87					
慶安4~万治3(1651~1660)			0		0			0																0	1	81					
寛文元~寛文10(1661~1670)			0		0			0																0	10	148					
寛文11~延宝8(1671~1680)			0		0			0																0	26	170					
天和元~元祿3(1681~1690)			0		0			0																0	56	306					
元祿4~元祿13(1691~1700)			1	1	0			0																0	39	323					
元祿14~宝永7(1701~1710)			0		0	1		1																0	1	356					
正徳元~享保5(1711~1720)		1		1	1			0																0	2	45	334				
享保6~享保15(1721~1730)			0		0			0																0	1	60	403				
享保16~元文5(1731~1740)			1	1	1			0																0	27	305					
寛保元~寛延3(1741~1750)	1		1		0			0																0	23	312					
宝暦元~宝暦10(1751~1760)	2	1	3		0			0																0	3	27	346				
宝暦11~明和7(1761~1770)	1		1		0	1		1																0	18	245					
明和8~安永9(1771~1780)			0		0			0																0	2	15	272				
天明元~寛政2(1781~1790)			0		0	1		1																0	1	37	267				
寛政3~寛政12(1791~1800)	2	1	1	4		0		0																0	13	13	201				
享和元~文化7(1801~1810)	1	2	3		0	3		3																0	1	6	7	191			
文化8~文政3(1811~1820)	2	1	3	6		0	1	1																0	1	8	9	229			
文政4~天保元(1821~1830)		1	1		0	1		2	3															0		28	28	255			
天保2~天保11(1831~1840)	3	1	1	5		0	4	4																0	4	8	12	274			
天保12~嘉永3(1841~1850)	4	1	1	6		0	2	2																0	3	13	16	231			
嘉永4~万延元(1851~1860)	1		1	2		0		1	1															0	5	8	13	255			
文久元~明治3(1861~1870)	7	3	5	15		0		1	1															0	3	7	10	207			
明治4~明治13(1871~1880)	18	16	23	57		0	2	2			1	2												3		19	19	202			
明治14~明治23(1881~1890)	33	34	26	93		0		2	2		1	2	3											6	1	16	17	236			
明治24~明治33(1891~1900)	63	48	36	147		0	1	1	2		2	1	5	5										2	15	2	18	20	343		
明治34~明治43(1901~1910)	39	32	30	101		0	1	4	5	1	2	2	6			1								12	2	17	19	350			
明治44~大正9(1911~1920)	47	50	35	132		0	5	2	6	13	2	2	4	5										1	14	1	5	7	267		
大正10~昭和5(1921~1930)	81	75	62	218		1	1	8	2	31	41	1	1	1										4	1	8	9	452			
昭和6~昭和15(1931~1940)	80	73	61	214		0	7	9	48	64	2		5	4										2	13	5	1	2	8	447	
昭和16~昭和25(1941~1950)	39	37	44	120		0	3	11	20	34	5	1	1	2			1							4	15	17	1	4	22	283	
昭和26~昭和35(1951~1960)	62	57	50	169	1		1	5	25	19	49		2	5	3		3							14	29		35	64	498		
昭和36~昭和45(1961~1970)	55	56	34	145		0	1	43	17	61	5	2	5	41	8	2								2	3	3	71	4	60	64	597
昭和46~昭和55(1971~1980)	56	59	35	150	1	4	5	106	24	130	6	1	3	13	13	4		4	4	1	4	2		55	4		58	61	734		
昭和56~平成2(1981~1990)	53	38	16	107	3	2	5	1	95	46	142	8	1	4	7	5	1	2	2	2				3	4	39	2	53	55	963	
平成3~平成12(1991~2000)	28	25	4	57	3		3	1	76	34	111	6		4	3		1	2	2	1				1	20		1	44	45	643	
平成13~平成14(2001~2002)	1	1		2			0	6	5	11			5	2										3	10			8	8	55	
不 明	7	7	21	35	2		2	4	3	2	9													1	9		357	366	1,543		
合 計 (人)	686	617	494	1,797	13	8	21	53	381	260	694	36	13	17	96	60	7	4	11	8	5	7	8	20	292	66	44	1,236	1,346	13,560	

れ 20 世紀以後。「先祖代々」→「〇〇家+先祖代々」→「〇〇家之墓」という変遷を辿る。
M類 [神号/292 例] 中山念仏寺は天理市に所在することから、本地区の神号を有する事例の多くは、天理教のものである。また、新泉に所在する大和神社の氏子の神号も相当数ある。出現は 1870 年代で、明治以降にしか認められない。
N類 [その他・不明/1,346 例] 戦没者を刻した事例は 66 例が認められる。1940・50 年代に多く、これらはアジア・太平洋戦争の戦没者である。

表 5 天理市中山念仏寺における法名・戒名の変遷 (セリエーション)

年代	A類 居士・大姉		B類 信士・信女		C類 禪定門・禪定尼		D類 禪門・禪尼		F類 位号なし		G類 H類 I類 釈号 僧侶 子供		J類 俗名		K類 L類 M類 名号〇〇家之墓 題目 先祖代々 神号		合計 (人)
享祿 4～天文 9 (1531～1540)																	1
天文 10～天文 19 (1541～1550)																	1
天文 20～永祿 3 (1551～1560)																	5
永祿 4～元亀元 (1561～1570)																	1
元亀 2～天正 8 (1571～1580)																	13
天正 9～天正 18 (1581～1590)																	14
天正 19～慶長 5 (1591～1600)																	4
慶長 6～慶長 15 (1601～1610)																	12
慶長 16～元和 6 (1611～1620)																	19
元和 7～寛永 7 (1621～1630)																	35
寛永 8～寛永 17 (1631～1640)																	44
寛永 18～慶安 3 (1641～1650)																	87
慶安 4～万治 3 (1651～1660)																	81
寛文元～寛文 10 (1661～1670)																	148
寛文 11～延宝 8 (1671～1680)																	170
天和元～元禄 3 (1681～1690)																	306
元禄 4～元禄 13 (1691～1700)																	323
元禄 14～宝永 7 (1701～1710)																	356
正徳元～享保 5 (1711～1720)																	334
享保 6～享保 15 (1721～1730)																	403
享保 16～元文 5 (1731～1740)																	305
寛保元～寛延 3 (1741～1750)																	312
宝暦元～宝暦 10 (1751～1760)																	346
宝暦 11～明和 7 (1761～1770)																	245
明和 8～安永 9 (1771～1780)																	272
天明元～寛政 2 (1781～1790)																	267
寛政 3～寛政 12 (1791～1800)																	201
享和元～文化 7 (1801～1810)																	191
文化 8～文政 3 (1811～1820)																	229
文政 4～天保元 (1821～1830)																	255
天保 2～天保 11 (1831～1840)																	274
天保 12～嘉永 3 (1841～1850)																	231
嘉永 4～万延元 (1851～1860)																	255
文久元～明治 3 (1861～1870)																	207
明治 4～明治 13 (1871～1880)																	202
明治 14～明治 23 (1881～1890)																	236
明治 24～明治 33 (1891～1900)																	343
明治 34～明治 43 (1901～1910)																	350
明治 44～大正 9 (1911～1920)																	267
大正 10～昭和 5 (1921～1930)																	452
昭和 6～昭和 15 (1931～1940)																	447
昭和 16～昭和 25 (1941～1950)																	283
昭和 26～昭和 35 (1951～1960)																	498
昭和 36～昭和 45 (1961～1970)																	597
昭和 46～昭和 55 (1971～1980)																	734
昭和 56～平成 2 (1981～1990)																	963
平成 3～平成 12 (1991～2000)																	643
平成 13～平成 14 (2001～2002)																	55
合計 (人)	417	3143	2163	338					283	114	279	1503	1762	19	685	291	12,017

* 本表において抽出した法名は、総法名 13,560 名のうち、年代不明の 1,543 名を除いた、計 12,017 名である。
 * E類 (禪士・禪女) 40 名分、N類 (その他・不明) 967 名分は、セリエーションとして図示していないが、合計人数にはカウントしてある。

戒名・法名の変遷

表5に、中山念仏寺のセリエーション・グラフを示した。これを見ると、16世紀代～17世紀前半まではD類〔禪門・禪尼〕とF類〔位号なし〕が主流であるが、17世紀前半からA類〔居士・大姉〕、B類〔信士・信女〕、C類〔禪定門・禪定尼〕、G類〔釈号〕、H類〔僧侶〕、I類〔子供〕などの諸類型が続々と出現する。

17世紀後半になるとB類が主体となり、19世紀前半までその傾向は続く。

次に主体となるのはC類で、19世紀代より割合が高くなりはじめ、19世紀後半には主体をなすが、1870年代頃よりJ類〔俗名〕も急速に増加し、20世紀前半まではC類とともに主流となる。20世紀後半から現代までは、依然としてC類が多いが、それと共にL類〔先祖代々・〇〇家之墓〕も多い。

以上の様相から、おおむね次のような時期区分が指摘できる。

中山Ⅰ期〔1530年代～1650年代〕：D類〔禪門・禪尼〕、F類〔位号なし〕主体。

中山Ⅱ期〔1660年代～1820年代〕：B類〔信士・信女〕主体。I類〔子供〕も相応に認められる。

中山Ⅲ期〔1830年代～1860年代〕：B類、C類〔禪定門・禪定尼〕主体。

中山Ⅳ期〔1870年代～1950年代〕：C類、J類〔俗名〕主体。

中山Ⅴ期〔1960年代～2000年代〕：C類、L類〔〇〇家之墓〕主体。

3. 元興寺極楽坊〔奈良県奈良市〕

調査地と調査の概要

元興寺極楽坊は中世奈良町における庶民信仰の場として著名であり、また納骨信仰の隆盛とともに境内の一角が一般町民の墓となり、16世紀～18世紀にかけての墓標が良好に残っていることも研究者間で広く知られているところである。本墓地は都市化した奈良町の墓地であり、16～18世紀までの年代幅しか持たず、現在に継続しない、という点が特徴的といえよう。

墓標の調査は1965年に実施されている。調査数は約2,300基におよび、奈良盆地における墓標悉皆調査としては先駆的な事例である。調査報告書には背光五輪塔〔報告では「尖頭状五輪板碑」と呼称〕に刻まれた法名・戒名の年代変遷表が載っている〔木下1977〕。これは一形式のみの変遷であり、他の事例とはデータの性質自体が異なっている。したがって分析に際しては相応の注意が必要である。

戒名・法名の変遷

元興寺極楽坊の戒名・法名の変遷は、前稿において述べているので詳細はそれに譲り、ここではセリエーション・グラフ〔表6〕と、そこから読みとれる時期区分を提示するに止める。

元興寺Ⅰ期〔1520年代～1640年代〕：D類〔禪門・禪尼〕主体。

元興寺Ⅱ期〔1650年代～1730年代〕：B類〔信士・信女〕主体。

以上の2期区分が指摘できる。1740年代以降については、資料数が極端に少なく、墓地も終息に向かうことから、変遷を辿ることは不可能であった。

表6 奈良市元興寺極楽坊における法名・戒名の変遷（セリエーション）

年代	A類		B類		C類		D類		F類		G類		H類		I類		合計 (人)
	居士・大師		信士・信女		禪定門・禪定尼		禪門・禪尼 位号なし		积号		僧侶		子供				
大永元～享禄3 (1521～1530)																	1
享禄4～天文9 (1531～1540)																	2
天文10～天文19 (1541～1550)																	0
天文20～永禄3 (1551～1560)																	5
永禄4～元亀元 (1561～1570)																	5
元亀2～天正8 (1571～1580)																	4
天正9～天正18 (1581～1590)																	8
天正19～慶長5 (1591～1600)																	6
慶長6～慶長15 (1601～1610)																	11
慶長16～元和6 (1611～1620)																	17
元和7～寛永7 (1621～1630)																	22
寛永8～寛永17 (1631～1640)																	22
寛永18～慶安3 (1641～1650)																	40
慶安4～万治3 (1651～1660)																	54
寛文元～寛文10 (1661～1670)																	68
寛文11～延宝8 (1671～1680)																	67
天和元～元禄3 (1681～1690)																	51
元禄4～元禄13 (1691～1700)																	51
元禄14～宝永7 (1701～1710)																	19
正徳元～享保5 (1711～1720)																	12
享保6～享保15 (1721～1730)																	6
享保16～元文5 (1731～1740)																	0
寛保元～寛延3 (1741～1750)																	1
宝暦元～宝暦10 (1751～1760)																	0
宝暦11～明和7 (1761～1770)																	1
合計(人)	7		226		48		102		33		59		35				518

：100%

* 本表は、元興寺極楽坊の背光五輪塔に刻まれた518名分の戒名・法名のデータ（木下蜜運1977）を基に作成した。
 * E類（禪士・禪女）1名およびK類（不明・その他）7名分は、セリエーションとして図示していないが、合計人数にはカウントしてある。

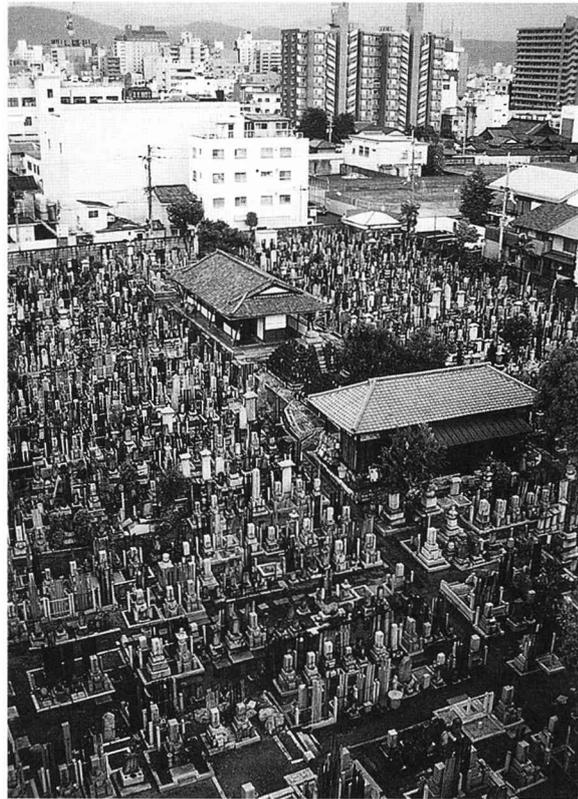
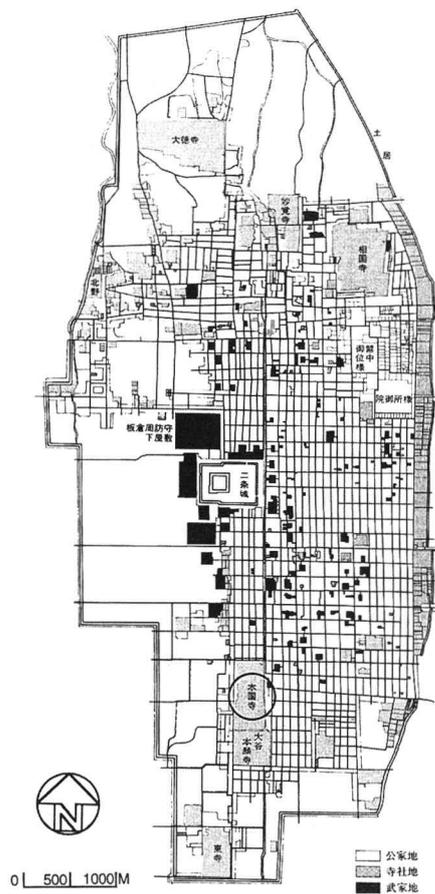
4. 本圀寺墓地 [京都府京都市]

調査地と調査の概要

本圀寺墓地は、京都府京都市下京区猪熊松原下ル628に所在する [図2・挿図写真]。現在本圀寺 [日蓮宗] そのものは山科に移転してしまっているが、本圀寺の跡地周辺には数多くの塔頭寺院が軒を並べており、中世以来の歴史的景観を偲ばせている。これら塔頭寺院の最も北側に位置するのが本圀寺墓地である。大正11年 [1922] より塔頭寺院が共同で妙恵会を組織し墓地の管理にあってきたため、本圀寺墓地は正式には妙恵会墓地という。現在は国有地となっている。

日蓮宗大光山本圀寺は、もとは鎌倉松葉ヶ谷にある、日蓮が開山した根本道場であった。その後貞和元年 [1345]、四祖日静の代に光厳天皇の勅命によって、京都六条の地に東西2町・南北6町の広大な永代寺領を下賜され、王城鎮護の大道場として移遷されたという。

やがて本圀寺は四条の妙顕寺とともに、中世京都における日蓮宗寺院の二大勢力となり、中世京



本圀寺墓地全景

図2 寛永期の京都と本圀寺（高橋ほか
1993を改変）

都町衆の信仰の一翼を担った。天正年間になると、豊臣秀吉の京都都市改造計画により、寺域の南半分が西本願寺の寺域として割譲された。これにより中世的寺内が解体されたが、近世も依然として洛中有数の大寺院として栄えた。

このような歴史的環境をもつ本圀寺墓地であるが、京都は古代以来、鳥部野など都市郊外に葬地を設けていたことから、洛中にある墓地は比較的小規模なものが多い。このようななか、本圀寺墓地は一寺院の墓地としては最大級の規模であり、京都の都市型寺院の好事例として位置づけられる。

さて本圀寺墓地の墓標調査は、筆者の個人調査として、2000年秋に実施した。対象としたのは明治期までの墓標で、調査総数は2,113基である。記録したデータは形式・額形式・計測値・石材・銘文などであるが、いまだ未報告である。いずれ機会をみて報告するつもりであるが、ここでは当墓地における戒名・法名のデータを、比較資料として提示したい。

戒名・法名の変遷

表7に、本圀寺のセリエーション・グラフを示した。本圀寺で最も早い造立は1320年代からあり、1550年代までH類〔僧侶〕とK類〔題目〕のみが用いられている。これはすべて墓地中央にある本圀寺歴代住職の墓〔宝塔または題目笠塔婆〕である。1570年代からほかの戒名の使用がはじまる。とくにF類〔位号なし〕は本墓地を代表するもので、1570年代より出現し、以後17・18世紀

表7 京都市本願寺における戒名・法名の変遷（セリエーション）

年代	A類		B類	C類	D類	F類	G類	H類	I類	J類	K類	L類	合計 (人)
	居士・大師	信士・信女	信士・信女	禪定門 禪尼	禪門 禪尼	位号なし	釈号	僧侶	子供	俗名	名号 題目	家之墓 先祖代々	
正安3～観応元(1301～1350)								■					3
観応2～応永7(1351～1400)								■					0
応永8～宝徳2(1401～1450)								■					7
宝徳3～明応9(1451～1500)								■					2
文亀元～永正7(1501～1510)								■					4
永正8～永正17(1511～1520)								■					4
大永元～享禄3(1521～1530)								■					0
享禄4～天文9(1531～1540)								■					0
天文10～天文19(1541～1550)								■					0
天文20～水禄3(1551～1560)								■					4
水禄4～元亀元(1561～1570)								■					0
元亀2～天正8(1571～1580)						■							6
天正9～天正18(1581～1590)						■		■					4
天正19～慶長5(1591～1600)						■							15
慶長6～慶長15(1601～1610)						■							10
慶長16～元和6(1611～1620)						■		■					12
元和7～寛永7(1621～1630)						■							50
寛永8～寛永17(1631～1640)						■		■					54
寛永18～慶安3(1641～1650)						■		■					64
慶安4～万治3(1651～1660)						■		■					94
寛文元～寛文10(1661～1670)						■		■					98
寛文11～延宝8(1671～1680)						■		■					111
天和元～元禄3(1681～1690)						■		■					310
元禄4～元禄13(1691～1700)						■		■					167
元禄14～宝永7(1701～1710)						■		■					118
正徳元～享保5(1711～1720)						■		■					109
享保6～享保15(1721～1730)						■		■					228
享保16～元文5(1731～1740)						■		■					136
寛保元～寛延3(1741～1750)						■		■					216
宝暦元～宝暦10(1751～1760)						■		■					140
宝暦11～明和7(1761～1770)						■		■					280
明和8～安永9(1771～1780)						■		■					111
天明元～寛政2(1781～1790)						■		■					200
寛政3～寛政12(1791～1800)						■		■					191
享和元～文化7(1801～1810)						■		■					319
文化8～文政3(1811～1820)						■		■					189
文政4～天保元(1821～1830)						■		■					240
天保2～天保11(1831～1840)						■		■					428
天保12～嘉永3(1841～1850)						■		■					344
嘉永4～万延元(1851～1860)						■		■					375
文久元～明治3(1861～1870)						■		■					460
明治4～明治13(1871～1880)						■		■					163
明治14～明治23(1881～1890)						■		■					169
明治24～明治33(1891～1900)						■		■					188
明治34～明治43(1901～1910)						■		■					139
明治44～大正9(1911～1920)						■		■					25
合計(人)	243	1,464	23	15		2,636	95	152	671	89	146	82	5,787

* 本表は、京都市本願寺墓地における中世～近代の墓標2,113基のデータから、明治までの紀年銘を有する5,787名分の戒名を抽出したものである。

* 14・15世紀代の墓標は基数が少ないため、50年単位の出現頻度を算出した。16世紀以降は10年毎の出現頻度を算出した。

* N類(その他・不明)の171名分は、セリエーションとして図示していないが、合計人数にはカウントしてある。なおE類(禅士・禅女)、M類(神道系)の戒名は認められなかった。

と、2世紀以上にわたって主体的に使用されていた。次に主流となるのはB類〔信士・信女〕であり、19世紀前半はF類と同割程度であったが、19世紀後半以降は単独で主流となった。

以上の様相から、おおむね次のような時期区分が指摘できる。

本圀寺Ⅰ期〔1320年代～1560年代〕：H類〔僧侶〕，K類〔題目〕のみ。すべて大本山の歴代住職墓である。

本圀寺Ⅱ期〔1570年代～1790年代〕：F類〔位号なし〕主体。

本圀寺Ⅲ期〔1800年代～1860年代〕：F類，B類〔信士・信女〕主体。

本圀寺Ⅳ期〔1870年代～1910年代〕：B類主体。

⑤……………戒名・法名の基礎的考察

1. 戒名・法名の変遷が意味するもの

前項では4つの墓地について、それぞれ戒名・法名の変遷からの時期区分を試みたが、それを一覽にしたのが表8である。

これをみると、奈良盆地にある平岡極楽寺・中山念仏寺・元興寺の3例は、Ⅰ期～Ⅳ期に至るそれぞれの画期について、大体同じ時期にあたっていることがわかる。また、各期を代表する戒名・法名の種類もおおむね合致している。これをまとめると、

画期①…17世紀中葉。D類〔禪門・禪尼〕・F類〔位号なし〕

主体→B類〔信士・信女〕主体へ。

画期②…19世紀前葉。B類主体→C類〔禪定門・禪定尼〕

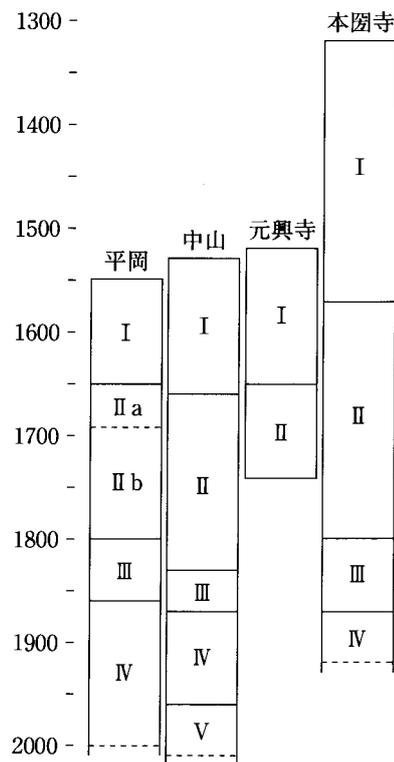
主体へ。

画期③…19世紀後半。C類主体→C類+諸類型へ。

というようになる。前稿で示した時期区分〔冒頭参照〕と比べると、画期①の時期がやや下がるものの、データ自体に大幅な変化はないので、基本的には同じ結果といえる。

しかしながら本圀寺の事例のみは、ほかの3例とは異なる変遷を示している。第8表をみると画期は16世紀後葉および、奈良盆地における画期②と③にくるようであるが、その内容は大きく異なっている。すなわち本圀寺では、H類〔僧侶〕・K類〔題目〕→F類〔位号なし〕→B類〔信士・信女〕という変遷をたどるのであるが、B類が主体となる時期は、すでに奈良盆地ではB類はピークを過ぎ、C類〔禪定門・禪定尼〕が主体となっている。また本圀寺では戒名・法名の総数5,787名中、C類はわずか23名しかない。このような違いについては、本圀寺墓地が日蓮宗寺院であることや、京と奈良〔あるいは都市と村落〕という地理的・社会的環境の違

表8 戒名・法名の変遷画期



いなど、さまざまな要素が働いていることが考えられる。

さて、このように複数の墓地において、戒名・法名の変遷と画期が見出せたのであるが、その意味するところを考えてみたい。

まず、戒名・法名に時期的変遷が認められること自体、ひとつの問題である。墓標に記載された戒名・法名を対象とした研究については、小林大二氏 [小林 1987] や谷川章雄氏 [谷川 1989] の業績が代表的であるが、そこでは戒名・法名のもつ階層性を主眼に置いたものだっただけに、それがどういう歴史の変遷をもつものなのか、ということについては、さほど意識されていなかったように思われる。⁽²⁾すなわち、戒名・法名の類型は身分・階層性の表徴として理解されてはいるものの、墓標形式と同様に、歴史的な消長があるものという意識は薄かったとってよいだろう。

しかし前稿・本稿における分析によって、戒名・法名には歴史的消長があることが明らかとなった。このことは戒名・法名の種類が、身分・階層性だけでは捉えきれない面を有していることを意味する。

そしてそれは奈良盆地の場合、D類 [禪門・禪尼]・F類 [位号なし] → B類 [信士・信女] → C類 [禪定門・禪定尼] という変遷になるという傾向が指摘できた。これは何百・何千という戒名からみた最大公約数的な傾向であり、各事例の歴史的な性格を鑑みると、これらの戒名・法名の大部分が町民・村民クラスのものである可能性はきわめて高い。したがって本稿で示した奈良盆地の戒名・法名の変遷時期や画期は、町民・村民の戒名・法名を多く反映しているといえるだろう。

次に、これらの画期が何を意味するのか、という問題がでてくるが、画期③が近世から近代への転換期にあたっていることは容易に指摘できるものの、各期における具体的な答えは筆者のなかでは未だに出ていない。

ただし画期を設定できたとはいえ、各事例におけるセリエーション・グラフを見る限り、各類型の消長は急激ではなく、半世紀から1世紀程度の長い期間をかけて入れ替わっていることが窺える。また、すでにピークを過ぎた類型は、断絶せずその後も細々とではあるが使用されている例も多い。このような傾向は、各墓地における墓標の外形を指標とした形式分類による変遷のあり方からは認めにくいものであり、ここに、戒名・法名の資料の特性が見出せるであろう。

2. 墓標に刻まれた男性・女性・子供

ところで、戒名・法名のもつ資料性のひとつとして、墓標の被葬者・被供養者の性比や、大人・子供の区別をする有力な判断材料になる、ということがあげられる。そこでここでは平岡極楽寺・中山念仏寺・本圀寺の3墓地について、男性・女性・子供の比率を概観してみたい。

表9・10・11は各墓地の男性・女性・子供・その他 [F類・J類・L類など] の比率をみたものである。これをみると、本圀寺のみ19世紀前半以前は非常にその他の比率が高いことが目立つが、これは前項の分析から、F類 [位号なし] が主体であったことを反映しているため、当該期の実際の男性・女性・子供の比率は見えにくい結果となっている。

さて平岡極楽寺・中山念仏寺の表では、17世紀後半から19世紀前半にかけてやや子供の比率が高い傾向はあるものの、全体的に男性・女性・子供の割合は16世紀後半から現代まで安定しており、劇的な変化はみられない。また、墓地ごとの比率については、本圀寺では子供の比率が相対的

に高い傾向にあることは指摘できる。江戸遺跡でも子供の墓が多く検出されるように、都市特有の人口学的作用が影響していることが予測されよう。

幕府による人口調査によると、近畿地方における性比は、寛延3年〔1750〕では女性100人に対し男性は110人程度、弘化3年〔1846〕では女性100人に対し男性は104人程度だったという〔速水1997〕。表9～11の性比も、男女が同程度の割合か男性がわずかに多い傾向にあることから、おおむね実際の比率を反映していると考えられる。

このような戒名・法名からみる性比のデータは、歴史人口学の研究材料としても興味あるものであるが、筆者じしんは、墓標に戒名・法名を刻まれた人々が、地域社会のなかでどのような立場の構成員であったのか、というところに強い興味がある。

筆者は、すべての死者があまねく戒名・法名を墓標に刻まれるわけではなく、ある程度の基準・条件といったものが存在すると考えている。その基準・条件は、地域社会により、また「家」により様々で、また基準・条件の効力も様々であろう。このような「墓標が造立される理由」について、いまだ

明確な解答は出せずにいるが、平岡・中山・本圀寺の男性・女性・子供の比率からうかがえることは、幕府資料による地域社会の性比のデータに整合性があり、墓標のみに特別な傾向はみられない、ということであった。

この事実をどう評価するのは今後の課題であるが、少なくとも家長に墓標の造立を優先させる

表9 男性・女性・子供・その他の比率（平岡極楽寺）

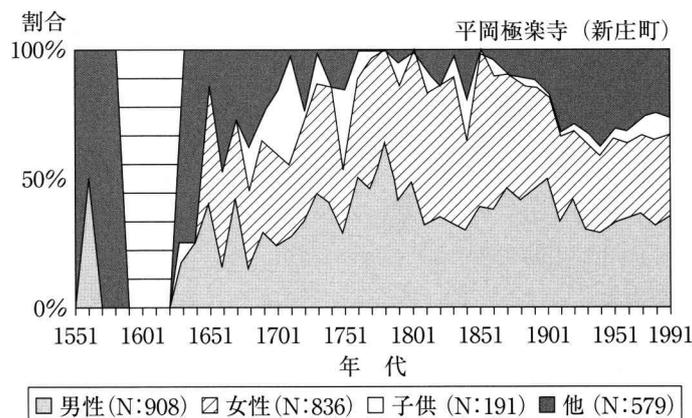


表10 男性・女性・子供・その他の比率（中山念仏寺）

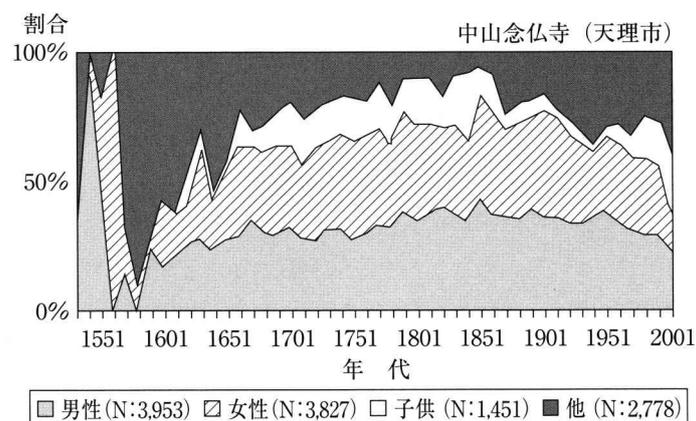
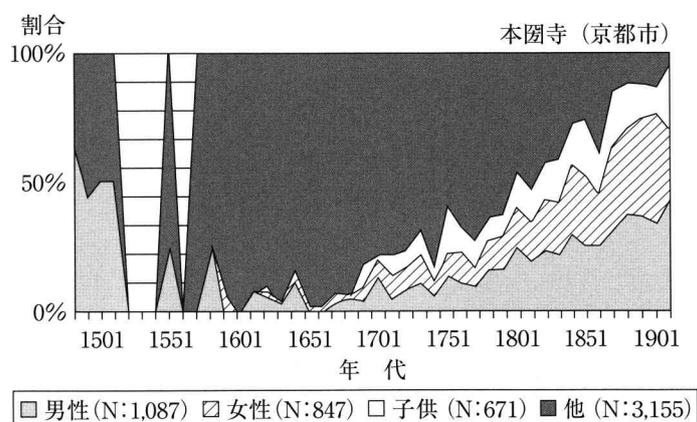


表11 男性・女性・子供・その他の比率（本圀寺）



ような傾向や、子供の墓を簡略化するような習俗は、京・奈良においてはさほど強くなかった、ということ是指摘できるであろう。

3. 「家」意識をめぐって

次に、冒頭であげたもうひとつの課題である、惣墓・郷墓の「家」意識の問題について述べていきたい。

谷川章雄氏は墓標 [それに刻まれる戒名・法名の「格」も含めて] が身分・階層性の表徴であることを明らかにしたが [谷川 1989], 氏の戒名・法名分析の主要な要素となったのは院号の有無であった。すなわち院号がいつ、どのくらい用いられたかを調べるにより、地域社会による「家」意識の高揚がどのような程度であったのかを、指し示すバロメーターのひとつとして捉えることができるのである。

このような立場にたって作成したのが表 12~14 である。これを見ると、平岡極楽寺 [表 12]・中山念仏寺 [表 13] と本圀寺 [表 14] の差は歴然である。まず院号の割合自体が、平岡極楽寺では 9%, 中山念仏寺では 5% と非常に低いのに比べ、本圀寺では 40% という高い数値を示している。

またその変遷をみていくと、平岡・中山の両墓地において院号の使用が多少なりとも増え始めるのは明治末年からであることがわかる。それに比べ、本圀寺では 17 世紀中葉よりすでに増加傾向にあり、その後も安定して高い数値を示す。この院号使用率の非常な高

表 12 院号の変遷 (平岡極楽寺)

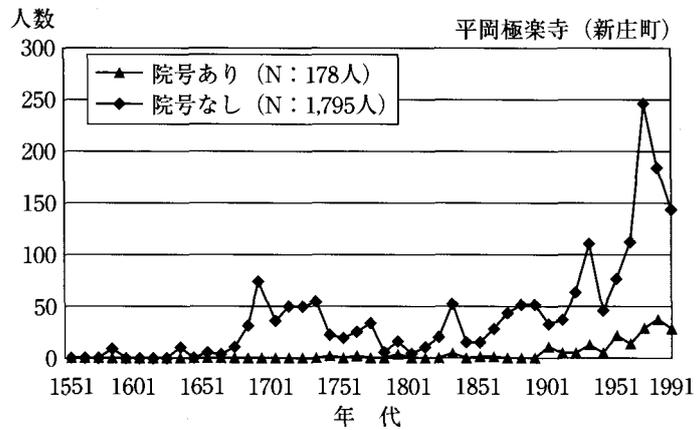


表 13 院号の変遷 (中山念仏寺)

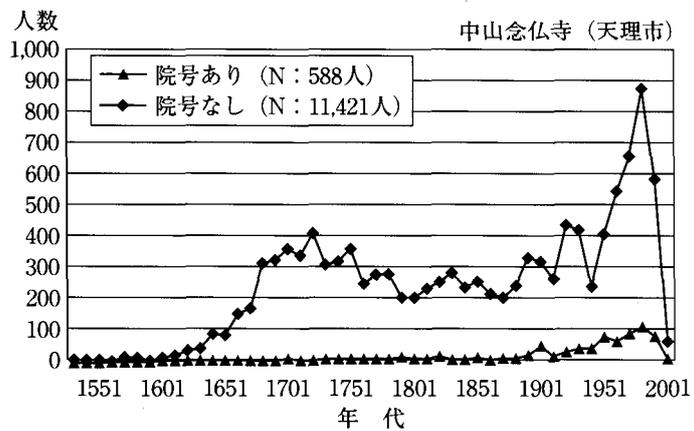
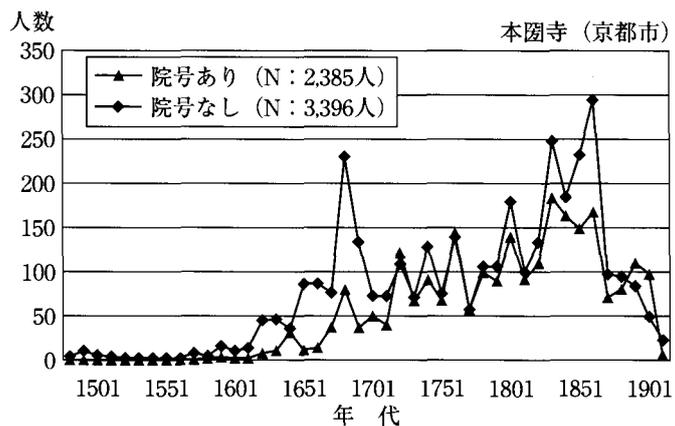


表 14 院号の変遷 (本圀寺)



さが、京都において普遍性をもつものかどうかは今後の検討課題である。しかし中世より町衆が台頭し、民衆の力や意識がほかの都市に比べて高いという、京都の歴史的背景を考慮するならば、院号の使用が17世紀代より盛んになされることは、京都町衆の「家」意識の高さを反映したものと予測することはできるだろう。

同様に奈良盆地の2例において院号の使用傾向をみた場合、19世紀までは非常に低いことが明らかとなった。院号を「家」意識の指標とする立場からすれば、このような傾向は中・近世の奈良盆地において、村民の「家」意識が全体的にさほど高くなかったことを裏付けるものであるといえる。前稿では墓標形式と戒名・法名との関連性を分析し、郷墓・惣墓における「家」意識の希薄さを指摘したが、同様の結果は院号の使用状況の分析からも導くことができたのである。

4. まとめ—戒名・法名からみた地域社会と基層信仰—

前稿・そして本稿において、平岡極楽寺・中山念仏寺で記録された16,661名分の戒名・法名と、比較資料としての元興寺極楽坊・京都本圀寺の6,305名分、あわせて22,966名分の戒名・法名をもとにして、分析の基礎材料となるデータの提示と、幾つかの分析を試みてきた。

そこで指摘できたことをもう一度まとめると、従来は戒名・法名に歴史的変遷があること自体の認識が希薄であったなか、奈良盆地の戒名・法名はD類〔禪門・禪尼〕・F類〔位号なし〕→B類〔信士・信女〕→C類〔禪定門・禪定尼〕という変遷が明確に認められること、そしてその画期は17世紀中葉、19世紀前葉、19世紀後半の3時期にあることなどが指摘できた。

次にみた男性・女性・子供の比率の分析からは、戒名・法名に刻まれた性比が当時の人口調査記録と整合しており、墓標に特殊な傾向は認められないことが判明した。このことは、葬送習俗の復元とも関連することであるが、墓標を造立される人・されない人が、地域社会においてどのような人であったのかを考える上で、一定の示唆をもたらすものと理解される。

また、前稿で墓標形式と戒名・法名の関連性の分析から、郷墓・惣墓では近世においては「家」意識が希薄なことを指摘したが、院号の有無を分析することによっても、それは同様の結論に達した。市川秀之氏によれば、「先祖代々之墓」すなわち筆者の類型でいうL類の展開の背景に、「家」意識が強く影響していると述べている〔市川2002〕。平岡極楽寺・中山念仏寺でL類が多くなるのは20世紀に入ってからであり、院号の増加する時期と重なってくる。その意味では、L類も院号同様に、「家」意識の表徴と捉えることもできる。

いずれにせよ平岡極楽寺や中山念仏寺の郷墓の基盤である地域社会は、中世より地縁的結合の強い社会であったが、そのなかで血縁的結合の象徴ともいえる「家」をどこまで意識していたのかどうかは、奈良盆地における中～近世、そして近現代の民衆の社会生活のありかた、そしてその背後に見え隠れする人々の基層信仰を窺う上で、たいへん興味ある問題である。戒名・法名の分析からは、少なくとも葬送墓制において「家」意識は薄かったと結論づけられたが、今後は別の視点からも、同様の問題を意識していく必要性があろう。

⑥……………展望—戒名・法名研究の射程—

本稿の主たる目的は、奈良盆地や京都での墓標資料をもとに、地域社会の歴史的 성격の解明にむけてアプローチを試みるものであったが、最後に、これまで行なってきた戒名・法名の考察を、歴史学のなかに今後どう位置づけていくのか、という観点から、戒名・法名研究のゆくえについて展望したい。

まず研究の前提として重要なのは、戒名・法名研究は、歴史学だけの課題ではないということである。とりわけ仏教界においては、いま、戒名・法名はおおきな議論的となっている。

それは高額な「戒名料」への社会的批判に代表される「戒名不要論」が直接的な引き金となったと理解されているが、その背後には現代社会のもつ幾つもの要素—医療技術の向上・脳死・尊厳死・高齢化・核家族化・個人主義・家族崩壊・過疎化・無宗教化など—が影響していることはいうまでもない。仏教界ではこの「戒名不要論」を、仏教の存続に関わる一大問題と位置づけ、それへの調査・研究と対策を講じてきて⁽³⁾いる。

このような仏教界が直面している戒名・法名問題は、現代社会の抱えるさまざまな問題を照射している以上、われわれ歴史学を研究するものにとっても、決して無関心でよいわけではあるまい。とくに「戒名不要論」の背後にある問題を歴史学に引きつけてみるならば、柳田国男以来繰り返し提唱されてきた祖霊信仰という大きな観念が、加速度的に忘れ去られつつある現状がただちに想起されるであろう。

歴史的にみれば戒名・法名は祖霊信仰や「家」意識の産物ともいうべきものであり、それは在地の社会構造を明らかにするための大きな材料となる。すなわち戒名・法名の歴史的研究は、地域における社会構造の歴史的变化、そしてヒトの心性の一側面を捉える有用な方法のひとつとして意義づけられる。

前稿・本稿はこのような立場のもとで分析および解釈を試みたつもりではあるが、そのもととなる資料は豊富であり、筆者が行なった分析はその資料の一部を使用したに過ぎない。新たな分析の余地はまだまだあるだろう。

今回の共同研究における墓地調査では、戒名・法名の記録はもちろん、ほか様々な記録の作成にたいへんな労力を費やしてきた。それに比例するように得られた情報も豊富であるが、しかしそれも一事例にすぎず、過大評価はできない。ことに本稿で事例としてあげたのはわずかに4箇所のみであり、これをもとにした分析結果を普遍化できようはずはない。

したがって今後の戒名・法名研究は、まだまだ事例を積み上げ、モデルケースを増やしていくことが肝要である。そしてこのような地道な取り組みのなかで、戒名・法名の歴史の意味を明らかにし、現代社会へ投影していくことが、戒名・法名研究の有意義な方向性であるのではなかろうか。

註

(1)——日本仏教界の唯一の連合体である全日本仏教会は、戒名・法名をこう定義づけている〔全日本仏教会2001〕。

「戒名・法名は仏・如来の弟子となって世俗の名を捨てた上で、あらたに仏教の歴史を貫く絶対平等のサンガ〔仏法帰依者の和合集団〕からたまわると同時に仏道に導かれた縁の深さと尊さにうなづきながら、自らが名乗る名であります。

また、わが国では、いのちある人に限らず、亡くなった人にも戒名・法名を授与することを大切なこととしてまいりました。それは日常生活に追われる中で、なかなか仏道に心をいれて生きることができなかった亡き人への残された者のねんごろな情愛のあかしでもあります。戒名・法名は、先立って逝かれた人を、残された者が、仏の世界に帰られた人として敬い、かぎりなく人生を学んでいくことのできるよすがとするものであります。」

上の定義は仏教界の立場にたったものであり、歴史的立場からすればその定義づけも異なるであろうが、戒名・法名の現状を把握しておく上で、まずは押さえておくべき内容であろうと思う。

(2)——谷川氏が調査された千葉県の高滝・養老地区の墓標に記された戒名・法名のデータは、近世を通じて信士・信女が主流で、変遷を見出しにくいという点

もある。

(3)——仏教界・宗教界における戒名・法名についての議論の主要な成果として、管見では以下の文献が見出せる。

佐々昌樹ほか 1999 「特集：戒名・法名の疑問に答える」『大法論』第66巻9号

島田裕己 1991 「戒名—なぜ死後に名前を変えるのか—」法蔵館

浄土宗総合研究所 2001 「シンポジウム・戒名—その問題点と課題—」『教化研究』第12号 浄土宗総合研究所

浄土宗総合研究所葬祭仏教研究班 2001 「戒名—その問題点と課題—」〔浄土宗未来委員会委託研究報告書、宗報〕第977号別冊 浄土宗

全日本仏教会戒名・法名リーフレット作成委員会編 2001 「戒名・法名について」全日本仏教会

鷲見定信ほか 2002 「特別部会B：墓と戒名—変わりゆく死生観—」『日本宗教学会第61回学術大会特別例会レジュメ集』日本宗教学会第61回学術大会実行委員会

鷲見定信ほか 2003 「墓と戒名—変わりゆく死生観—」『宗教研究』第335号〔第61回大会紀要特集〕日本宗教学会

引用・参考文献

- 市川秀之 2002 「先祖代々之墓の成立」『日本民俗学』第230号 日本民俗学会
木下密運 1967 「元興寺極楽坊板碑群の調査研究」『元興寺仏教民俗資料研究所年報1967』元興寺仏教民俗資料研究所
木下密運 1977 「石塔類」『日本仏教民俗基礎資料集成』第4巻 1977年3月 中央公論美術出版
小林大二 1987 『差別戒名の歴史』雄山閣
五来重ほか 1982 『戒名・法名・神号・洗札名大事典』鎌倉新書
関口慶久 2000 「御府内における近世墓標の様相」『立正考古』第38・39合併号 立正大学考古学研究会
関口慶久 2001 「奈良盆地における戒名・法名の類型学的考察」『近畿地方における中・近世墓地の基礎的研究』〔研究代表者：白石太郎〕国立歴史民俗博物館
高橋康夫ほか 1993 『図集日本都市史』東京大学出版会
谷川章雄 1989 「近世墓標の変遷と家意識」『史観』第121冊 早稲田大学史学会
速水 融 1997 『歴史人口学の世界』岩波書店

(東京都豊島区遺跡調査会、国立歴史民俗博物館共同研究ゲストスピーカー)

(2003年7月1日受理、2003年7月25日審査終了)